

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	錯誤によってした漁業免許の取消し			根拠条項	第94条		
処分基準	<p>知事は、下記の場合に漁業免許を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業免許の内容について、この表示内容と行政庁の真意が一致せず、行政庁がこれを知らずに免許をした場合 ・免許をするにあたって法規の運用あるいは事務手続上の間違いにより免許をした場合 						
	対応区分	2	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課